性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

令和3年4月1日(木)施行

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の 実現をめざし、取り組んでいます。

性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていくための条例を制定しました。

社会の共通認識を広げる

基本理念(第3条・第4条)

性的指向および性自認を理由とした不当な差別的取扱いだけでなく、カミングアウトの強制や、本人の意に反して暴露(アウティング)することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定なものにしかねないものです。そういったリスクがあり、「してはいけない」ことであるということが、社会の共通認識となるよう、条例の基本理念で訓示的に明示しています。

社会全体で取り組む

責務・役割(第5条~第9条)

県の責務だけでなく、市町、教育に携わる 者、県民、事業者の役割を定め、さまざまな 主体が性の多様性に関して理解を深め、社会 の共通理解を広げ、地域社会全体で取り組む こととしています。

総合的な環境づくりに努める

社会生活及び社会参加における対応(第15条)

性のあり方にかかわらず、人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう、県として、啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる環境づくりに努めます。

(例)·相談窓口(電話相談 4月~月2回、 SNS 相談 秋頃開始予定)

- ・パートナーシップ制度(9月開始予定)
- ・啓発(企業向けガイドラインなど)

性的指向:自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。

性自認:自己の性別についての認識をいう。



令和3年3月23日公布、同年4月1日施行

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、 前 暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記 文 条例は、性的指向及び性自認の多様性(性の多様性)を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、 目 各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 的 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的 性的指向・・・自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 定 性自認・・・・・自己の性別についての認識 義 <施策のあり方> 性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 基 ①人権尊重 ②社会参画の保障と個性・能力発揮 ③多様な生き方の選択 本 理 <社会の共通認識として明示> 念 ①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない ②表明は本人の自由 ⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない ③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露(アウティング)してはいけない 県 市町 責務 県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携(県義務) 市町施策における必要な措置(努力義務) 教育に携わる者 役 教育活動での必要な措置(努力義務) 県民等は理解を深める(努力義務) 職場環境及び事業活動での必要な措置(努力義務) 事業者 県民 三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告 基本計画 広報・啓発 県民への広報・啓発活動 研修等の実施 県義務、市町、学校、事業者の努力義務(県の支援) 基 教育の推進 学校教育 社会教育 本 相談への対応等 県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 的 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応(学校、事業者等の努力義務、県の支援) 施 策 社会生活・社会 安心して学び、育つ環境づくり(県努力義務) 参加における対 安心して働くことができる環境づくり(県努力義務) 安心して暮らすことができる環境づくり(県努力義務) 応 優良団体の顕彰 顕彰 社会情勢の変化等による見直し 附 則